

西条市監公告第6号

議会請求監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和8年3月13日付け議会からの請求監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月10日

西条市監査委員 日 野 徳 久
西条市監査委員 徳 増 竜 伍
西条市監査委員 高 橋 保

- 1 令和7年度監査結果報告に基づく措置通知書……………別紙のとおり

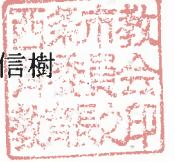
(別記様式)

西教学政第195号

令和8年3月27日

西条市監査委員 殿

西条市教育委員会 教育長 青野 信樹



令和7年度監査結果報告に基づく措置通知書

令和8年3月13日付け西監第223号の監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置の状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第15項の規定により通知します。

監査対象部署等	西条市教育委員会事務局
措置の状況 ■ 措置を講じた □ 措置を講ずる予定 □ 措置を講じない	
勧告事項	措置状況
1 令和7年3月28日に教育長が決裁した基本計画（案）を教育委員会の会議に諮り、基本計画（案）により総合教育会議やパブリックコメント等を経て、基本計画を決定すること。	<p>令和8年3月15日（日）に臨時教育委員会を開催し、当該監査結果を共有したうえで、今後の進め方について協議を行った。</p> <p>協議の中では、教育委員から「教育行政の適正な運営という観点から、監査報告を読ませていただき非常に重く受け止めている。教育委員会として責任を持って、進めていくことが大事である。そのために、基本方針について広く意見を求めたうえで、具体的な計画を整理して、丁寧に進めて行くのが教育委員会として責任のある進め方ではないか。」、「結果ありきで進めているという不信感を煽るより、丁寧に段階を踏み、いろいろな意見を聞く方がいいのではないか。」、「確かに答申が出されたときは、一本化で進める方針であったが、今までいろいろな検討をし、地域にも出向き様々な課題も浮き彫りになったことで、教育委員会内で協議をした結果、二段階で進めることになったのではないか。」、「理解が浅い状態で、計画まで出してしまうことで、反発を招いたり、ずっと尾を引くのではないかということ懸念する。」などの意見があった。</p> <p>これらの意見を踏まえ、採決の結果教育委員会としては、まず基本方針を策定し、その後、基本方針に基づき基本計画を策定する段階的な進め方により検討を進めることとした。</p> <p>今後は、基本方針（案）の公表及びパブリックコメントを実施した上で、寄せられた意見を踏まえながら基本方針を策</p>

2 教育長は、適正に教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することについて適切に対応されたい。

定する予定といたしたい。

その後、基本方針を踏まえて基本計画（案）を作成し、再度当該計画（案）に対してパブリックコメント等の手続きを実施するとともに、各段階において必要な説明及び意見交換の機会を十分に確保しながら、地域の理解を得つつ、令和8年中の基本計画の策定に向けて着実に検討を進めていく予定である。

なお、勧告の趣旨を踏まえ、本件については教育委員会としてその内容を重く受け止め、基本計画の策定に当たっては、令和7年3月28日に教育長決裁を行った基本計画（案）をもとに、速やかに具体的な内容の整理を行うとともに、教育委員会における審議を適切に経たうえで意思決定を行い、その過程を明確にした上で必要な手続きを進めることとした。

これにより、教育委員会としての責任ある意思決定体制のもと、基本計画の策定に向けた取組を、勧告の趣旨を踏まえ、より迅速かつ確実に進めてまいりたい。

勧告の内容については、教育行政の適正な運営の観点から重く受け止めている。

教育委員会は教育行政を担う独立した行政機関であり、合議制により政策の決定等を行うものであることから、教育長は教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場として、その趣旨を踏まえた適切な運営に努める必要があると認識している。

このことを踏まえ、令和7年12月19日付けで教育長から「西条市教育委員会における事務執行における指示事項」を示し、教育委員会及び教育委員会事務局に対し、関係法令、規則及び規程等を遵守するとともに、教育委員会と教育委員会事務局の間で十分な協議及び情報共有を行い、教育委員会の合議制に基づいた適切な教育行政の執行を行うよう指示を行い、運営の見直しを図ったところである。

具体的には、教育長に事務委任されていない事項については、教育委員会事務局内で十分な協議を行ったうえで教育委員会との情報共有及び協議を行い、教育委員会の決議を経て決定及び公表を行うことを徹底することとした。

また、教育長に委任されている事項についても、教育委員会事務局内で十分な協議を行うとともに、その内容や経過について教育委員会へ適時適切に報告し、教育委員会における合議制の趣旨を踏まえた意思形成が確実に図られるよう運用の明確化を行った。

さらに、市長部局や関係機関との連携及び協議を行う場合においても、その協議経過や内容について教育委員会事務局内で十分な共有及び協議を行い、必要に応じて教育委員会への情報共有や協議を行うこととし、特に理事者と政策決定等に関わる協議を行う場合には、事前に教育委員会の合意を得ることを徹底するなど、教育委員会の意思決定が適切に反映

される体制の強化を図ったところである。

あわせて、教育委員会会議において重要事項を審議する際には、議題の事前整理や資料の作成を行い、教育委員会事務局内で内容の精査を行ったうえで教育委員会に諮るなど、審議過程の明確化及び運営体制の整理を図ったところである。

なお、勸告の趣旨を踏まえ、本件については教育委員会としてその内容を重く受け止め、関係法令、規則及び規程等を遵守しつつ、これまでの手続の在り方について必要な見直しを行い、意思決定過程の明確化及び合議制の一層の徹底を図ることとした。

今後においても、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する立場として、教育委員会の合議制の趣旨及び適切な情報共有を十分に踏まえ、教育委員会及び教育委員会事務局の連携のもと、教育行政の適正かつ円滑な運営に努めてまいりたい。